

2016年3月8日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2016.2

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、企業会計基準委員会（ASBJ）が収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集を開始したこと（4日）、「所得税法等の一部を改正する法律案」（5日）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（9日）が国会に提出されたことなどが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	3
○3月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
CGコード開示の動向②選任・指名の方針・手続等の現況	6
○レポート要約集	10
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○2月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	バーゼル委、シャドバンキング問題を直視 ～【BCBS市中協議文書】 「ステップイン・リスク」、連結か資本賦課?～	鈴木 利光	金融制度	6
5日	CGコード開示の動向② 選任・指名の方針・手続等の現況 ～“So are they all, all honourable men—”～	横山 淳	金融商品 取引法	23
9日	高層マンションに対する課税強化の方向 ～2018年から制度変更か～	鳥毛 拓馬	税制	4
10日	法律・制度 Monthly Review 2016.1 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
25日	EUの目論見書ルール改正案の概略 ～EU目論見書指令の見直し提案の概略～	堀内 勇世	金融制度	6
	リサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化） ～【MiFID II】ブローカー手数料の範囲内での リサーチ購入の是非（欧州）～	鈴木 利光	金融制度	7
	平成28年度税制改正（法人課税） ～法人実効税率は20%台に～	鳥毛 拓馬	税制	8

◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正。共同保険契約（共同取扱契約）の非幹事会社の保険商品で一定の条件を満たすものについて、特約の新設等につき認可申請・届出を不要とする内容。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、域内の証券決済に関する共通規則（CSDR）に基づく決済管理についての細則（RTS）の草案を公表。
2日	<ul style="list-style-type: none"> ◇中小企業の会計に関する指針作成委員会、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表。
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、平成27年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等を公布。いわゆるプロ向けファンドに関し、届出要件や出資者要件の厳格化等、規制を強化する内容。 ◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、公開草案第61号「『現金主義会計による財務報告（現金主義IPSAS）』の修正」を公表（コメント期限は7月31日まで）。
4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に署名。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集を公表（5月31日まで）。 ◇国際会計士倫理基準審議会（IESBA）、再公開草案「監査業務における担当者のクライアントとの長期関与に係る倫理規程の改訂案についての限定的な再公開草案」を公表（コメント期限は5月9日まで）。 ◇ESMA、欧州市場インフラ規制（EMIR）に関するQ&Aを更新。 ◇バーゼル銀行監督委員会、改訂版「口座開設に関する一般ガイド」を公表。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇内閣、「所得税法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ◇財務省、パンフレット「平成28年度税制改正（案）のポイント」を公表。 ◇BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び証券監督者国際機構（IOSCO）、共同声明「外貨の受け渡しを伴う外為デリバティブ取引の清算」を公表。
8日	<ul style="list-style-type: none"> ◇英国財務報告評議会（FRC）、監査品質のテーマ別レビュー「審査（Engagement Quality Control Review）」を公表。 ◇中小企業庁、「消費税軽減税率（案）への対応について」を公表。 ◇日本経済団体連合会等、「株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル」を公表。
9日	<ul style="list-style-type: none"> ◇内閣、「地方税法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出。 ◇経済産業省、「持続的な価値創造に向けた投資のあり方検討会」の設置を公表し、第1回検討会を実施。
10日	<ul style="list-style-type: none"> ◇米証券取引委員会（SEC）、証券派生スワップの米国内での国際的取引活動に対する規則を採択。 ◇ESMA、欧州委員会と米商品先物取引委員会（CFTC）間の合意を受け、米国の中央清算機関（CCP）の承認プロセスを再開。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、不服審査基本通達の一部改正を公表。改正行政不服審査法等の施行に伴い、平成28年4月1日以後の取扱いについて定めたもの。 ◇国税庁、「番号法令、国税庁告示における主な本人確認書類等」を公表。 ◇IFRS財団の評議員会、国際会計基準審議会（IASB）の現議長ハンス・フーガーホースト氏を再任すること及び現副議長イアン・マッキントッシュ氏が初回任期満了時（2016年6月30日）をもって退任することを公表。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ESMA、金融指標の規制の実施に関するディスカッションペーパーを公表し意見募集。

16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本証券業協会、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正を公表。店頭取扱有価証券に関する確認書の写しの交付義務の一部廃止等。 ◇ESMA、マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関するガイドラインの追加的ピアレビューを公表。 ◇ESMA、欧州市場インフラ規制（EMIR）に関するQ&Aを更新。
18日	<ul style="list-style-type: none"> ◇スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議、意見書第2弾「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」を公表。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、NISA口座の利用状況に関する調査結果（速報値）を公表。口座開設数987万口座、買付額6兆4,465億円（平成27年12月31日時点）。
23日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会（FSB）、非現金担保の再利用策に関する報告書を公表。 ◇公正取引委員会、「独占禁止法研究会」の第1回会合を開催。課徴金制度の在り方について検討を行う。
24日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を策定。 ◇金融庁、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び第10号「連結財務諸表」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を連結財務諸表における指定国際会計基準として追加。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、非営利法人委員会実務指針の公開草案「公益法人会計基準に関する実務指針」を公表（3月8日まで意見募集）。 ◇公正取引委員会、「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」の第1回会合を開催。
25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、会計基準更新書（ASU）「リース（Topic842）」を公表。公開企業は2018年12月15日以後開始事業年度、非公開企業は2019年12月15日以後開始事業年度からの適用を要求（いずれも早期適用可）。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、レセプト債の発行ファンド破綻に関し、同債券の販売を行った関連販売証券会社6社に対する金融商品取引法に基づく業務改善命令について公表。 ◇IOSCO、報告書「Euribor、Libor及びTiborの運営機関におけるIOSCO金融指標原則の実施状況に関する第二次レビュー」を公表。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FSB、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2月26～27日）へのレターを公表。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇JICPA及び日本税理士会連合会、改正「会計参与の行動指針」を公表。「中小企業の会計に関する指針」、「会社法」の改正に対応した見直し等を行う内容。

◇3月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	3月1日	◇「金融商品取引法」の一部改正法（いわゆるプロ向けファンドに関する規制を強化するもの）が施行。
	3月31日	◇連結財務諸表（通期）について、修正国際基準（JMIS）の適用が可能に。 ◇年度末から繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用が可能に（強制適用は2016年4月1日以後開始事業年度の期首から）。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇（2016年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.9%から23.4%に引き下げ（予定）。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の65%→60%）（予定）。 ◇国境を越えた役務の提供（芸能・スポーツ等）への消費課税見直し（電子書籍・音楽・広告等に関しては2015年10月1日に導入済み）。 ◇ジュニアNISA開始（口座開設の受付は2016年1月1日から）。

		<ul style="list-style-type: none"> ◇労働者 301 人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。 ◇「行政不服審査法」の一部改正法が施行。 ◇「不当景品類及び不当表示防止法」の一部改正法が施行。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の 30 歳未満の者から 50 歳未満の者に拡大。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。
2017年 (H29)	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 60%→55%）（予定）。 ◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が 23.4%から 23.2%に引き下げ（予定）。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%）（予定）。
	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）（予定）。 ◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。

※原則として、2月29日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

◇今月のトピック

CGコード開示の動向② 選任・指名の方針・手続等の現況

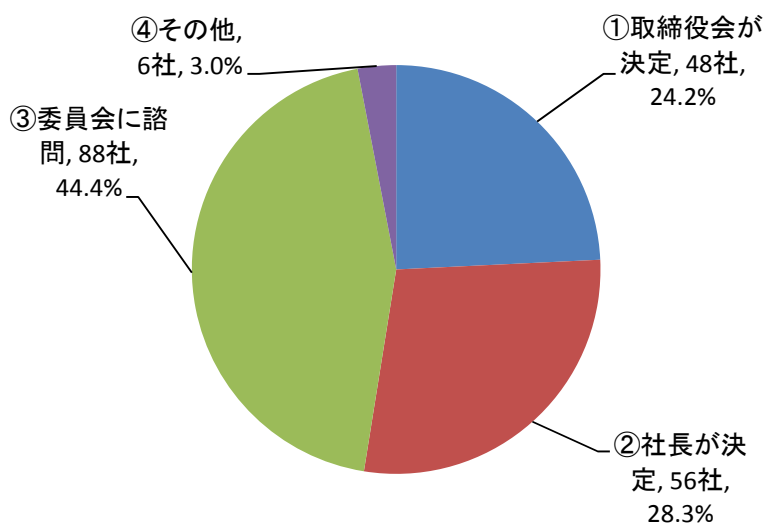
～ “So are they all, all honourable men—”～

2016年2月5日 横山 淳

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160205_010604.html

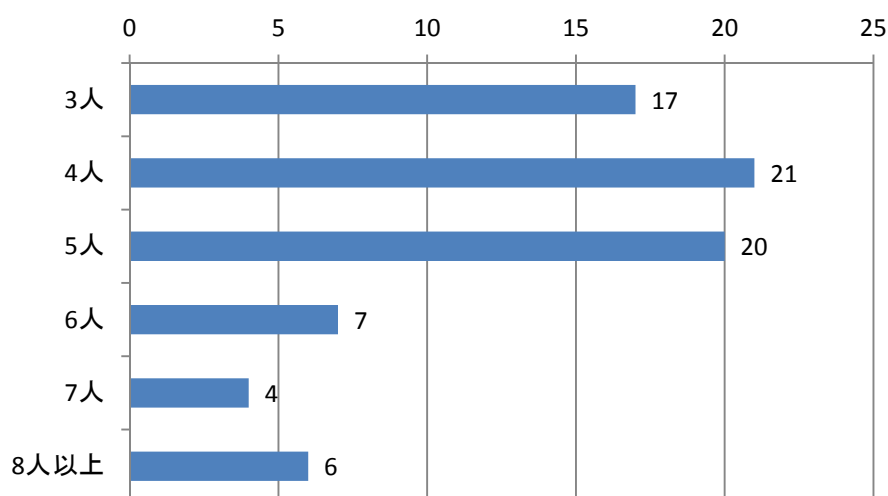
※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 取締役（候補）指名・経営陣幹部選任の手続（指名委員会等設置会社を除く）



（出所）各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 任意の指名諮問委員会の構成員数と社数



（出所）各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 任意の指名諮問委員会の構成（社外・社内）

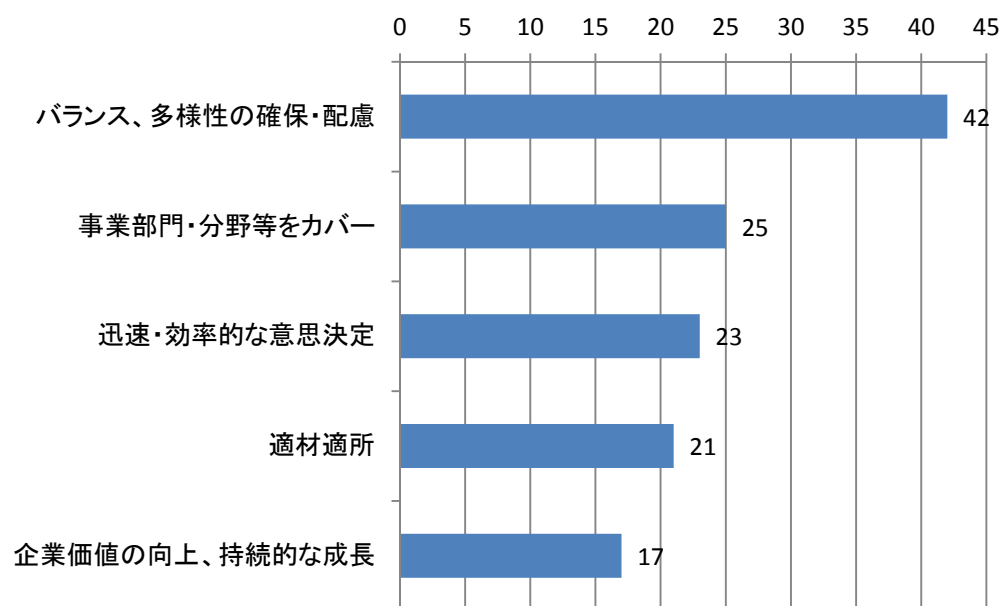
構成	社数	比率（注）
①「社外のみ」	4社	5.3%
②「社内1名、他は社外」	24社	32.0%
③「社外過半数（①②を除く）」	27社	36.0%
④「社外・社内同数」	12社	16.0%
⑤「社内過半数（⑥を除く）」	7社	9.3%
⑥「社内のみ」	1社	1.3%

73.3%

（注）端数処理の関係で、合計が「100%」となっていない。

（出所）各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

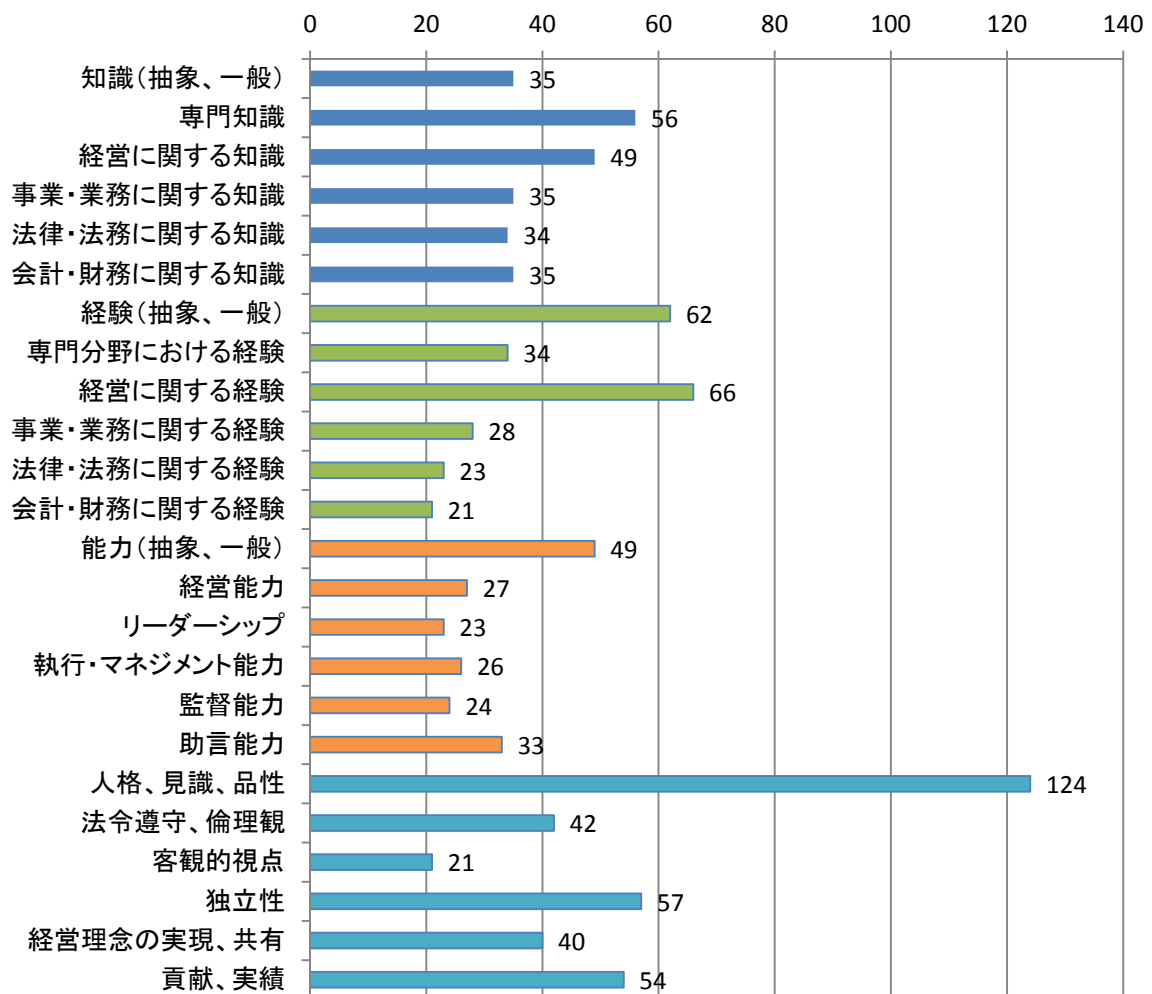
図表4 主な取締役会全体（経営陣幹部全体）としての方針・方向性（重複あり）



（注）10社未満しか言及がない事項は割愛している。

（出所）各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

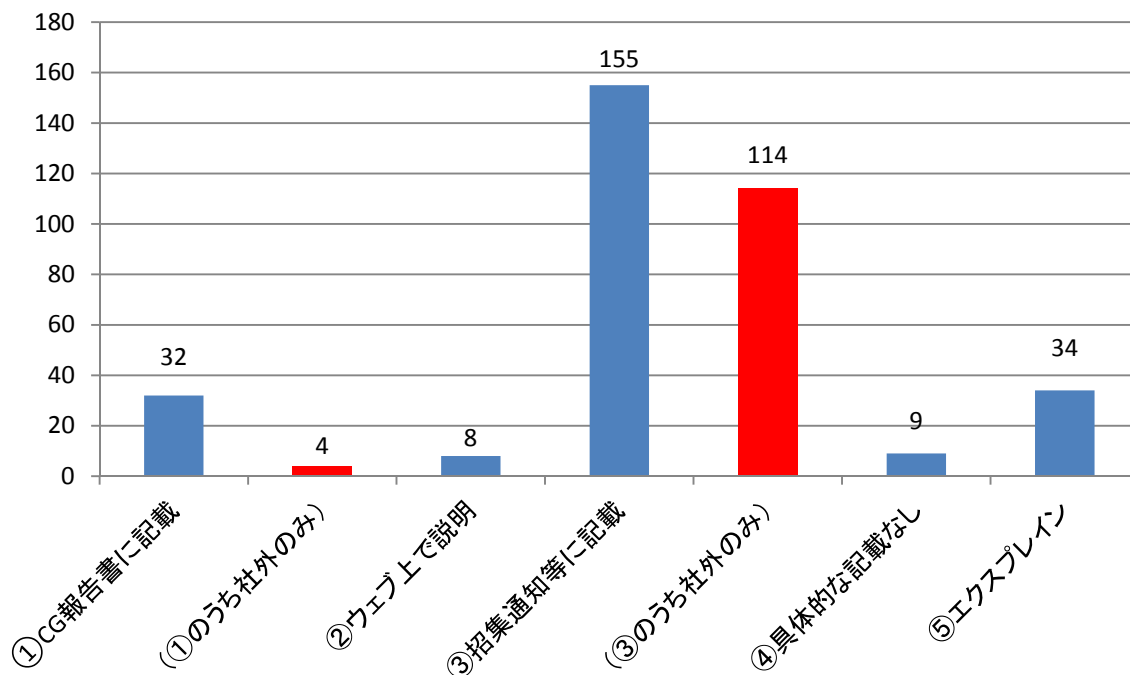
図表5 取締役（候補）・経営陣幹部として重視する主な資質・属性等（重複あり）



(注) 20社未満しか言及がない事項は割愛している。

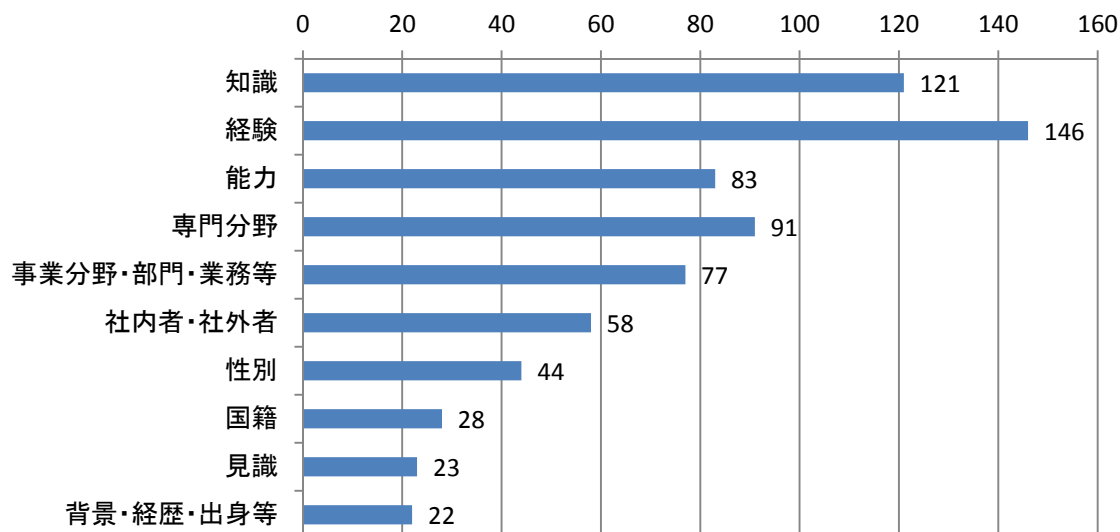
(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 「個々の選任・指名についての説明」の対応状況



(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 取締役会のバランス・多様性として重視する事項



(注) 20社未満しか言及がない事項は割愛している。

(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【2日】

バーゼル委、シャドーバンキング問題を直視

～【BCBS 市中協議文書】「ステップイン・リスク」、連結か資本賦課?～

2015年12月17日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年3月17日）。

ステップイン・リスクとは、「金融ストレス時に銀行が、シャドーバンク等の事業体に対して契約上の義務を超えて財政上支援するリスク」をいう。「契約上の義務を超えて」という点で、現行のバーゼル規制上のオフバランスシート・エクスポージャーから区別される。

ここでいう「シャドーバンク等」は、もっぱら非連結の事業体であり、証券化のための導管体、投資ビークル（SIV）、そしてMMFが代表的な例として挙げられている。ステップイン・リスクが生じるのは、これらの非連結のシャドーバンク等の破綻が銀行にレピュテーション・リスク（風評リスク）をもたらすためである。

市中協議文書では、まず、二段階の指標を用いて、潜在的に存在するステップイン・リスクを特定する旨提案している。

そして、ここで特定したステップイン・リスクをバーゼル規制上どのように評価するかについて、「連結アプローチ」（ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等を連結するという評価方法）及び「資本賦課アプローチ」（ステップイン・リスクの対象となるシャドーバンク等の総資産に一定の掛目を乗じて、自己資本比率計算の分母に算入するという評価方法）という二つのアプローチを提案している。

市中協議文書は、ステップイン・リスクの特定と評価に係る指標やアプローチを示しているにすぎず、これを具体的にどのような形でバーゼル規制の改定に反映させるかまでは提案していない。

なお、最終規則の公表時期や、その適用時期は未定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160202_010589.html

【5日】

CGコード開示の動向② 選任・指名の方針・手続等の現況

～“So are they all, all honourable men—”～

2015年12月に、3月決算の上場会社によるコーポレートガバナンス・コードに基づく開示情報を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出の期限を迎えた。

東証1部上場会社による10月末までの提出分では、経営陣幹部の選任・取締役候補の指名に関する手続を開示している監査役会設置会社・監査等委員会設置会社198社中88社（44.4%）において、任意の委員会への諮問を行っているとしている。

監査役会設置会社が任意に設置する指名のための諮問委員会のうち、約7割が社外者（社外取締役、社外監査役、社外有識者）を過半数とする構成を採用している。

選任・指名についての方針として、候補者の資質・属性を掲げる会社が多いが、「人格」、「見識」、「品性」といった抽象的・精神的事項を掲げる事例が特に多かった。それ以外では、「専門的知識」、「経営に関する経験」、（主に社内取締役・経営陣幹部について）「貢献、実績」、（社外取締役について）「独立性」を掲げる事例が多い。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20160205_010604.html

【9日】**高層マンションに対する課税強化の方向
～2018年から制度変更か～**

2015年より相続税の最高税率が55%に引き上げられ、基礎控除額が4割縮減されるなどの課税強化が行われた。これに伴い、高層マンション（いわゆるタワーマンション）を利用した相続税の節税が、特に富裕層の間で注目されている。この節税に関して、2015年10月27日の政府税制調査会でも取り上げられ、委員から問題視されたとの報道もある。

国税庁が実施したタワーマンションの売買価格と財産評価額のかい離率に関するサンプル調査によると、平均で約3倍、最大で約7倍のかい離率があった。当該マンションを賃貸に出せば、さらに低い価額での評価が可能となる。

このような現状の中、報道では、相続税の評価額を高層階ほど引き上げることにより、節税を抑制させるべく、総務省令の改正案を今秋にもまとめ、与党の税制調査会で議論し、早ければ17年に省令を改正し、18年1月から実施するとされている。

一方、価格変動リスクがあるという点に変わりはないのに、不動産と比較して著しく不利に扱われている上場株式に対する評価方法についても、併せて見直しする必要があるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160209_010610.html

【10日】**法律・制度 Monthly Review 2016.1
～法律・制度の新しい動き～**

1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、第190回通常国会が開会したこと（4日）、国際会計基準審議会がIFRS第16号「リース」を公表したこと（13日）、バーゼル銀行監督委員会が最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」を公表したこと（14日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160210_010615.html

【25日】**EUの目論見書ルール改正案の概略
～EU目論見書指令の見直し提案の概略～**

2015年11月30日、欧州委員会は、EU（欧州連合）における目論見書に関するルールの改正案を提案し、公表した。

欧州委員会が2015年9月30日に公表した資本市場同盟（CMU）構築に向けたアクション・プランに掲げられていた方策の一つである。

この改正案では、加盟国において国内法への置き換えが必要なDirective（指令）から、加盟国での法の整備を必要とせず、全加盟国内で統一的に適用されるRegulation（規則）に変更することなどが掲げられている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160225_010660.html

【25日】

リサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）

～【MiFID II】ブローカー手数料の範囲内でのリサーチ購入の是非（欧州）～

目下、欧州の金融市場では、MiFID IIの掲げる「投資家保護の強化」の一環として、リサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）が大きな関心事となっている。

MiFID IIは、顧客との間の利益相反を防止すべく、投資会社による第三者のリサーチの購入を原則として禁止している。

もっとも、MiFID IIの細則を策定する欧州委員会にその助言をする立場にある欧州証券市場監督局（ESMA）は、①投資会社の自己負担による購入、又は②投資会社の管理する“research payment account”を通じた購入の場合に限り、これを認める旨提案している（ESMA提案）。

上記②は、現在の慣行にならって顧客から預かる運用手数料に基づくリサーチの購入が可能である点は明確であるものの、ここ数年来欧米で普及しつつあるCSA（Commission Sharing Agreement）との親和性の有無が論点となっている。

英FCAによる解釈によれば、ブローカー手数料の範囲内でのリサーチの購入を前提としている現行のCSAは、ESMA提案の下では認められない。もっとも、最近の報道では、現行のCSAのままでも許容される可能性が指摘され始めている。

なお、MiFID IIはEUを拠点とする投資会社・ブローカーを対象とする規制であることから、欧州におけるリサーチ費用のアンバンドリングの規定が日本の投資会社・ブローカーに直接関係するケースは少ないものと思われる。

しかし、欧州、とりわけ英国における議論は、ゆくゆくはグローバル・スタンダードに影響を与える傾向があり、日本でも同様の議論が推し進められることになる可能性はある。

現に、「伊藤レポート」（2014年8月）では、リサーチ費用のアンバンドリングについて、「セルサイド・アナリストの企業評価能力の向上や短期志向化の改善に向けて、欧米で広がっているCSA（中略）も検討に値しよう」と言及している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160225_010659.html

平成28年度税制改正（法人課税）

～法人実効税率は20%台に～

平成28年2月5日に平成28年度税制改正法案である「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された（地方税法等の一部を改正する等の法律案については、平成28年2月9日に提出）。

昨年12月に公表された平成28年度税制改正大綱によると、「企業が収益力を高め、前向きな国内投資や賃金引上げにより積極的に取り組んでいく」ため、「法人税改革を更に大胆に推進」するとして、課税ベースの拡大と併せ、法人実効税率の「20%台」への引下げを実現すると明記されたところである。法人課税に関しては、昨年引き続き、比較的大幅な改正になっていると言えよう。

本稿では、両法案の中から、法人課税に関する主な改正案について概説する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160225_010662.html

◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊金融財政事情 (2月1日刊行)	<消費課税>低所得者層に対する配慮から 軽減税率導入へ	吉井 一洋
日本経済新聞 (2月2~5・9・10・12日付 夕刊)	なるほど投資講座 税制を活用した資産形成(全7回)	鳥毛 拓馬
金融財政ビジネス (2月15日刊行)	【投信ナウ⑭】 ライフプランで目標設定を	鳥毛 拓馬
Financial Adviser (3月号)	シンクタンク研究員による 読み解き!最新制度 Vol.12 タワーマンションを活用した節税策 に対する課税強化	鳥毛 拓馬

◇2月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2月4日 掲載	コラム: 会計監査の品質向上に向けた意見募集始まる http://www.dir.co.jp/library/column/20160204_010598.html	吉井 一洋
2月10日 掲載	コラム: 未だ不透明な TLAG 債のリスク・ウェイト http://www.dir.co.jp/library/column/20160210_010612.html	鈴木 利光